

NTLO REVIEW 第31回 ～不正競争防止法の改正（ビックデータの保護）～

1. ビックデータの保護（「限定提供データ」規定の新設）

ビックデータを保護する規定が、不正競争防止法の改正で新設されました。本年7月から施行されています。

工作機械のセンサから得られる稼働状況データ、自動車の車載センサから得られる車両走行データ、小売店のPOSシステムから得られる消費者動向データ、携帯電話の位置情報から得られる人流データなどの「ビックデータ」は、企業競争力の源泉としての価値を増しています。また、複数の企業が連携したビックデータの利活用が進みつつあります。しかし、ビックデータは、社外への提供が想定されている場合も多く、社内で「秘密として管理」することを前提とした不正競争防止法によって「営業秘密」として保護することには困難な面があります。創作性が認められない場合には著作物として保護することも出来ません。そこで、複数の企業間で共有・提供されることで、新事業の創出やサービス・製品の付加価値を高めることなどが期待される電子データを、「限定提供データ」として保護する仕組みが同法に新設されました。

2. 「限定提供データ」の3要件

「限定提供データ」として保護されるためには、次の3点が必要です。

※限定提供データ：「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上または営業上の情報」（2条7項）

① 「限定提供性」（「業として特定の者に提供する情報」であること）

- ◎「業として」：会社の事業として提供される場合は、基本的に「業として」に該当します。まだ実際には提供していない段階でも、データ保有者の反復継続して提供する計画・意図が認められる場合には、この要件を充たします。
- ◎「特定の者に提供する」：不特定の者に提供するデータは対象外です。特定されていれば、提供先の多寡は関係ありません。また、外部提供が前提ですから、社内にとどまることを前提としたデータは含まれません。「秘密として管理されているもの」も除かれます（前記同条同項）。
- ◎オープンなデータ：「データ」が相当量蓄積されても、そのデータが「無償で公衆に利用可能となっている情報と同一」の場合には、同法による保護は受けられません（19条1項8号ロ）。例えば、政府提供の統計データが「無償で公衆に利用可能となっている情報」に該当します。

② 「相当蓄積性」（「電磁的方法により相当量蓄積」されているものであること）

「限定提供データ」は、ビックデータ等を念頭に、有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護することにあります。ですから、「相当量」とは、電磁的方法で蓄積されることによって、社会通念上、価値を有する程度に蓄積されている場合のことです。個々のデータの性質に応じて、蓄積によって生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に投じられた労力・時間・費用などが考慮されます。

③ 「電磁的管理性」（「電磁的方法により管理され」ていること）

「特定の者」以外の者がデータにアクセスできないように、電磁的方法による管理措置を講じている必要があります。ID・パスワードによるユーザー認証、また、特定の者以外の第三者の干渉を遮断した専用回線を用いることなどの方法があります。

3. 差止・損害賠償請求（法2条1項11～16号、3～5条）

「限定提供データ」を、不正の手段により取得する行為や不正取得した限定提供データを使用・開示する行為等は「不正競争」行為になり、「不正競争」者に対しては、侵害行為等の差止請求や損害賠償請求をすることができます。ただし、今回の改正では、事例の蓄積が少ないため、刑事罰の対象とはされませんでした。

以上